

球磨村共助のむらづくり支援事業補助金交付要綱

平成26年6月1日

告示第43号

(趣旨)

第1条 この要綱は、住民総参加による創意と工夫により、活力ある共助のむらづくりや日本で最も美しいむらづくりを推進するために、住民の活動に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、球磨村補助金等交付規則（平成3年3月1日規則第1号）に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

(対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 球磨村区設置条例（昭和29年6月24日条例第34号）第2条に定める区長
- (2) 球磨村内を活動区域とする地域コミュニティ組織の代表
- (3) その他村長が認める者

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業及び補助率並びに補助金限度額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、事業に着手する前に、事業の内容、経費の見積もり等を記した交付申請書（様式第1号）を村長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 村長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否及び額を決定し、交付・却下決定通知書（様式第2号）により当該申請をした者に通知するものとする。

2 村長は、補助金を交付することを決定した者（以下「交付決定者」という。）に対し、補助金の交付の目的を達成するため必要な指示をし、又は条件を付することができる。

(内容の変更等)

第6条 交付決定者は、補助金の交付の決定を受けた内容を変更しようとするときは、あらかじめ交付変更等承認申請書（様式第3号）を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付変更等承認・不承認決定通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 交付決定者は、事業完了後すみやかに事業実施の状況、経費の精算結果等を記した実績報告書（様式第5号）を村長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第8条 村長は、前条の規定による報告の内容を審査し、これを適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書(様式第6号)により交付決定者に通知するとともに、請求書(任意様式)の提出により補助金を交付するものとする。

(決定の取り消し等)

第9条 村長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) その他村長が交付決定を取り消すことが適当と認めたとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

事業区分	活動内容	補助対象経費	補助率 及び限度額
1 交流促進型	1 事業推進の基本となる計画策 定に要するもの 2 祭り、イベント等の開催 夏祭り、運動会、交流活動、な ど 3 文化及び学習活動 講演会、学習会、文化財の保護、 伝統文化等の継承活動、など 4 生活環境整備 花いっぱい運動、ゴミ拾い、案 内板設置、緑化・美化活動（道路、 水路、耕作放棄地など）、など 5 社会福祉の増進、健康づくり 高齢者支援活動、健康づくり活 動、など 6 自主防災訓練や安全対策 交通安全対策、防犯・防災活動、 など	・ 需用費 ※消耗品費、燃料費、印 刷製本費に限る。 ※草払い等で使用する刈 払機の替刃については、 1枚につき限度額 1,000 円とする。 ・ 役務費 ※通信運搬費、広告料、 手数料に限る。 ・ 使用料及び賃借料 ・ 原材料費	補助率 10/10 限度額 100千円
2 特認型	村長が特に必要と認める事業	村長が必要と認める経費	
以下の事業は対象外とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 宗教、政治に関わる事業 ・ 営利を主目的とした事業 ・ 公益性に欠ける事業 ・ 行政や他の団体等からの補助事業（球磨村地域づくり、人づくり基金助成事業、球磨村産業振興対策事業、中山間地域等直接支払事業、多面的機能支払事業、など） ・ 住民が実施主体とならない事業（業者が工事を請け負う事業、など） ・ その他、当事業の趣旨に反するもの 			

様式第1号（第4条関係）

平成 年 月 日

球磨村長 様

(申請者)

住 所 球磨村大字

団 体 名

代表者職名

代表者氏名 ⑩

電 話 番 号

球磨村共助のむらづくり支援事業補助金 交付申請書

球磨村共助のむらづくり支援事業補助金交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

事 業 名	
事業の内容	目的、日時、場所等
総事業費 (経費見積額)	
補助申請額	金 円

※添付書類

事業計画書、参加者名簿、見積書、写真、その他村長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

球企第 号
平成 年 月 日

（申請者） 様

球磨村長

球磨村共助のむらづくり支援事業補助金
交付・却下決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のありましたこのことについて、球磨村共助のむらづくり支援事業補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり決定しましたので通知します。

事業名	
決定内容	交付 ・ 却下
補助金交付決定額 ※交付の場合	金 円
却下とした理由 ※却下の場合	
備考	

球磨村長 様

(交付決定者)

住 所 球磨村大字

団 体 名

代表者職名

代表者氏名 ㊟

電 話 番 号

**球磨村共助のむらづくり支援事業補助金
交付変更等承認申請書**

平成 年 月 日付け球企第 号で交付決定のあった球磨村共助のむらづくり支援事業補助金について、交付決定の内容を変更したいので、球磨村共助のむらづくり支援事業補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

事 業 名	
補助事業の変更事項	(変更内容) 変 更 ・ 中 止
	(変更前)
	(変更後)
変更又は中止の理由	

※添付書類

変更内容が確認できる書類

（交付決定者） 様

球磨村長

球磨村共助のむらづくり支援事業補助金
交付変更等承認・不承認決定通知書

平成 年 月 日付けで交付変更等の承認申請のありましたこのことについて、球磨村共助のむらづくり支援事業補助金交付要綱第6条第2項の規定に基づき、下記のとおり決定しましたので通知します。

事業名	
補助事業の変更事項	(変更内容) 変更 ・ 中止
	(変更前)
	(変更後)
決定内容	承認 ・ 不承認
決定の理由	
備考	

球磨村長 様

(交付決定者)

住 所 球磨村大字

団 体 名

代表者職名

代表者氏名 ⑩

電 話 番 号

球磨村共助のむらづくり支援事業補助金
実績報告書

平成 年 月 日付け球企第 号で交付決定のあった球磨村共助のむらづくり支援事業補助金について、事業が完了しましたので、球磨村共助のむらづくり支援事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

事 業 名	
事 業 実 施 日	
事業実施の状況	
総 事 業 費	
補助金精算額	金 円

※添付書類

収支決算書、領収書の写し、写真、その他村長が必要と認める書類

様式第6号（第8条関係）

球企第 号
平成 年 月 日

（交付決定者） 様

球磨村長

球磨村共助のむらづくり支援事業補助金
確定通知書

平成 年 月 日付け球企第 号で交付決定した球磨村共助のむらづくり支援事業補助金について、球磨村共助のむらづくり支援事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり確定しましたので通知します。

事業名	
補助金交付確定額	金 円
備考	